慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ラテンアメリカ諸国における独立と民法典の法典化
Sub Title	Civil law codification in Latin America
Author	前田, 美千代(Maeda, Michiyo)
Publisher	
Publication year	2018
Jtitle	科学研究費補助金研究成果報告書 (2017.)
JaLC DOI	
Abstract	本研究は, ラテンアメリカ諸国において市民法の基礎となる民法典の制定経緯とその歴史的背景を明らかにするものである。ラテンアメリカの地理的・ 文化的範囲を手掛かりに, 対象国をスペイン語圏18か国とブラジルそしてハイチの計20か国と措定し, また, その独立期法典化の歴史的範囲として, 南北アメリカ初の法典化を達成したルイジアナ民法典に続くラテンアメリカ初の法典化となる1826年ハイチ民法典から1916年ブラジル民法典までの約100年間を対象とし, フランス法典への依存が次第に希薄化し, 翻って植民地時代のインディアス＝カスティーリャ旧法が見直されていく過程を素描するとともに, その法典化の要因について考察した。 This research focuses on Civil Law Codification in Latin America from historical and cultural perspectives. In the research, we explored how the French influence on the codification was faded and the Spanish Castilian law during the colonization of the Americas was re-evaluated in the eyes of local intellectual figures such as Andres Bello, Augusto Teixeira de Freitas and Dalmacio Velez Sarsfield served mostly as an individual author in our targeted countries : 18 Spanish speaking countries, Brazil and Haiti.
Notes	研究種目：若手研究(B) 研究期間：2013～2017 課題番号：25870721 研究分野：ラテンアメリカ法
Genre	Research Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=KAKEN_25870721seika

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

様　式　Ｃ－１９、Ｆ－１９－１、Ｚ－１９　（共通）

科学研究費助成事業　　研究成果報告書

平成 ３０ 年　 ６ 月　 ４ 日現在

機関番号：３２６１２
研究種目：若手研究(B)
研究期間：2013～2017
課題番号：２５８７０７２１

研究課題名（和文）ラテンアメリカ諸国における独立と民法典の法典化

研究課題名（英文）Civil Law Codification in Latin America

研究代表者
前田　美千代（Maeda, Michiyo）

慶應義塾大学・法学部（三田）・教授

研究者番号：７０３８８０６５

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費）　　3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、ラテンアメリカ諸国において市民法の基礎となる民法典の制定経緯とその歴史的背景を明らかにするものである。ラテンアメリカの地理的・文化的範囲を手掛かりに、対象国をスペイン語圏18か国とブラジルそしてハイチの計20か国と措定し、また、その独立期法典化の歴史的範囲として、南北アメリカ初の法典化を達成したルイジアナ民法典に続くラテンアメリカ初の法典化となる1826年ハイチ民法典から1916年ブラジル民法典までの約100年間を対象とし、フランス法典への依存が次第に希薄化し、翻って植民地時代のインディアス＝カスティーリャ旧法が見直されていく過程を素描するとともに、その法典化の要因について考察した。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on Civil Law Codification in Latin America from historical and cultural perspectives. In the research, we explored how the French influence on the codification was faded and the Spanish Castilian law during the colonization of the Americas was re-evaluated in the eyes of local intellectual figures such as Andres Bello, Augusto Teixeira de Freitas and Dalmacio Velez Sarsfield served mostly as an individual author in our targeted countries: 18 Spanish speaking countries, Brazil and Haiti.

研究分野：ラテンアメリカ法

キーワード：ラテンアメリカ　法典化　民法　消費者法　メキシコ　チリ　ブラジル

１．研究開始当初の背景
(1) 本研究の目的は、法史、法文化を踏まえて、ラテンアメリカにおける独立と民法典編纂を分析しラテンアメリカ法のルーツを明らかにした上で、ラテンアメリカ法と日本法の比較法的研究の意義を明らかにすることである。

(2) 狭義の比較法学に基づく世界法体系における「イベロアメリカ法族」として知られる、ブラジル、メキシコ、アルゼンチン、コロンビア、スペイン等を取り上げて、消費者法を始めとした法律学、特に私法の個別的問題について論じる前提をなす研究である。

２．研究の目的
(1) 従前の研究において、フランス法を共通母法とするラテンアメリカ諸国の民法と日本民法という分析視角から、民法の契約成立過程における「申込み」及び瑕疵ある意思表示たる「強迫」について検討するとともに、これらに関連する「ブラジル消費者法」の実体法研究を行った。この研究は、情報提供ルール、クーリング・オフ、消費者個人情報、高齢消費者の保護といった、わが国の消費者法改正課題に有益な示唆を与える前提をなす研究であった。本研究は、斯様な比較法の前提をなすものとして、私法の基本法である民法の法典編纂過程について明らかにすることを目指すものであり、同時に、消費者法改正課題の検討を行うものである。

(2) ブラジル消費者法の訴訟法規定については、先行研究を前提としてわが国でも立法がなされ、2016 年より「消費者裁判手続特例法」として施行された。この分野におけるブラジル本国の最近の議論として、集団訴訟の判決効の制限に関する問題が大いに話題を呼んでおり、このような母法国の動向はわが国にとっても無関係ではない興味深い問題である。

３．研究の方法
(1) 制度史研究と実定法研究・実務研究は密接に関連しており、両者の研究を同時並行で進めることが重要である。制度史研究は、主に文献調査を通じて進められ、実定法研究・実務研究は、研究対象国における聞き取り調査を踏まえて論じる形をとった。

(2) 研究対象国における聞き取り調査においては、消費者を取り巻く法文化を全体として理解するため、訴訟実務における消費者の集団的救済のみならず個別的救済にも着目するよう配慮した。その結果、簡易裁判所における消費者被害の個別的救済についても論じることになった。

４．研究成果
(1) ラテンアメリカにおける民法典の編纂事業は、1826 年ハイチ民法典により初めて達成され、それに続く二番目の法典化となるのが、1827-29 年メキシコ・オアハカ州民法典である。この法典は、スペインとポルトガルの支配を受けた地域では初めての民法の法典化にあたるが、1835 年の連邦制崩壊とともに効力を停止し、その後、メキシコの法典は 19 世紀後半の 1870 年連邦民法典まで達成されることがなかった。この 40 年間の空白にはどのような意味があるのだろうか。1855 年のチリ民法典の完成とともに、ラテンアメリカの法典化運動が成熟期を迎えるなか、メキシコにおける法典化運動は 19 世紀末まで完成しなかったことになる。その理由として、宗教的権威の影響力の低下とともに、フランスのメキシコ出兵や米墨戦争といった外国の圧力および国内反対勢力に対しての国内世俗的権力の独占が 19 世紀末になってようやく達成できたことが挙げられる。連邦当局による権力独占後は、連邦各州における 1870 年連邦民法典の継受すら行われた。オアハカ法典が早熟過ぎたとするならば、それはどのような意味で早熟であったのだろうか。
2013 年度の研究では、独立運動直前期に始まりオアハカ法典として結実するメキシコの法典化運動に関して、法典化の前提要件の生成過程から振り返り、オアハカ法典ならびに同時期に起草されたサカテカス州民法典草案、ハリスコ州民法典第一部草案へのその投射を分析し、メキシコひいてはラテンアメリカの民法史におけるその位置づけと評価を行うことを目的とした。この目的達成のために、中世スペイン法思想にさかのぼって、法典化前提要件の生成過程とともに、これら三つの法典および草案の時代的・思想的な起草背景を確認した。

(2) 2014 年度の研究では、研究発表のチャンネルとして、従来の専門誌上での学術論文発表に加えて、2014 年 5 月 31 日に一般公開の創立記念シンポジウムとともに「日本ブラジル法律・文化協会」を創立したことが重要である。本協会主催のシンポジウムや研究会を開催することで、ブラジルを中心にラテンアメリカの法文化を幅広く発信することが可能となった。そして同 2014 年度内に、10 月 14 日・21 日の二度にわたり、「2014 秋のブラジル法実務講演会（全 2 回）」を開催した。本協会の創立記念シンポジウムに続く第 2 回大会は、2015 年 8 月にサンパウロにて開催された。
また、2014 年 3 月 14 日には、ブラジルのサンパウロ大学にて、「KEIO-USP 法学部 国際シンポジウム“21 世紀の法発展”」が開催され、「日本の消費者法における電子商取引」というタイトルでポルトガル語による報告を行った。同 3 月 17 日にはブラジリアへ移動し、連邦司法高等裁判所（STJ）を訪問し、判事らと対談を行うとともに、STJ の TV チャンネルに出演した。

従来の研究発表チャンネルである学術誌では、法学研究（慶大）に発表した論文において、2012 年ブラジル電子商取引法案に焦点を当て、インターネット取引に関わる事業者の情報提供義務の加重とその私法的効果について検討するとともに、インターネット取引におけるセキュリティ対策義務、消費者の個人情報とプライバシーについて論じた。この他、メキシコ、アルゼンチン、ブラジルにおけるドント・コール・レジストリについて 3 カ国の比較研究を行い、消費者法ニュースに発表した。最後に、ヨーロッパ諸国における民法改正、および、日本民法の債権法改正論議と連動して、法典編纂に関する議論が高まる中で、ヨーロッパ諸国における 18、19 世紀の民法典編纂とラテンアメリカ諸国の独立期の民法典編纂を比較法的に検証し、両者の法典化の原動力における違い、法典編纂のあり方の違いを解明した。

(3) 2015 年度の研究では、ラテンアメリカ諸国およびスペインの現行法制との意味づけ・関連づけを行う上での前提作業として、対象国(メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、コロンビア、スペイン）の①勧誘規制および②消費者撤回権について調査・分析を行った。まず、勧誘規制についてみると、メキシコでは、国家主導でトップダウン型の電話勧誘登録制度の整備が行われているのに対して、アルゼンチンとブラジルでは、地方自治体レベルでの制度の整備が先行し、それを全国規模に拡大するというボトムアップ型の様相を呈していることが分かった。これを 19 世紀独立期の民法典編纂事業と比較すると、メキシコではむしろ地方主導で民法編纂が進んだこと、また、ブラジルとアルゼンチンでは中央政府主導であったことから、近時の民法・消費者法改正では、改正を推進する主勢力がそれぞれ逆転していることが分かった。これは、特にブラジルにおいては、経済発展に伴う中産階級層の爆発的増大といった社会的要因とも無関係ではないであろう。こうした歴史社会的背景と法典化・新制度導入との関係分析が今後の課題となることが分かった。
その一方で、メキシコ、ブラジル、アルゼンチン、スペインの制度に共通していたのが、個人情報の開示や利用に関しては、消費者の「同意」を通じ、消費者自身がコントロールするという情報プライバシー権を保障するという点である。したがって、勧誘規制に際しての最も重要な要素は、自己決定権侵害の除去であるといえる。
次に、消費者撤回権についてみると、スペインの制度が EU 指令の国内法化に伴い強いヨーロッパ化を呈し、事業者の情報提供義務を強化する反面、適用除外を多数設けてバランスを図っているのに対して、ラテンアメリカ諸国(ブラジル、アルゼンチン、コロンビア）の制度では、事業者の義務強化の背景として、消費者の権利強化をこれまで以上に促進する傾向が見て取れた。ラテンアメリカでは消費者の権利のインフレーションが懸念される状況にある。

(4) 2016 年度の研究では、ブラジル法を中心に、集団訴訟制度の成立史を解明するとともに、ブラジルの現行制度の問題点と改正案の検討、わが国の消費者裁判手続特例法への影響について研究を行った。現行ブラジル集団訴訟制度の手続面については、わが国でも先行業績が存在し、その基本構造及び実務運用に関する断片的な情報が存在していた。本研究では、実体法部分に焦点を当て、その生成過程から明らかにしたことで、手続面の特殊なルールがより鮮明になったと考えられる。わが国では、ブラジル法を母法として、消費者裁判手続特例法が制定され、2016 年 10 月より施行されたが、当該特例法については制定当初から様々な問題が指摘されており、制定から 5 年後の見直しに向けて改良提案が必要とされている。このような状況下で、2016 年 11 月 12 日に開催した日本ブラジル国際シンポジウムにおいて、ブラジル消費者保護法典の起草担当者及び実務家を含む 6 名の専門家を招き講演と質疑応答を行うことで、断片的な各種情報をアップデートすることができた。このシンポジウムの成果を元手として、さらに文献調査を重ねることで、手続面に関しても、「判決効の領域的適用範囲」及び「集団訴訟と個別訴訟の関係」に関して新事実が判明した。集団訴訟手続に関連して検察庁やプロコン（わが国の消費生活センターに類似）により行われる「行動調整合意」(ADR 類似だが債務名義となる）についても、州ごとに取扱いが異なることも分かった。また、ブラジル法の集団訴訟制度が周囲のスペイン語圏ラテンアメリカ諸国に対して与えた影響についても明らかとなった。

(5) 本研究の完成年度にあたる 2017 年度の研究では、ブラジル集団訴訟制度の特徴である判決効および原告適格のあり方に焦点を当てるとともに、前年度に顕在化した消費者の権利のインフレーションに関連して簡易裁判所における消費者被害の救済について検討した。
わが国の消費者裁判手続特例法では、ブラジル法に倣い片面的既判力という特殊な判決効を採用したことの反射的効果として、事業者の利益を考慮し適用範囲の限定が生じている。また、二段階目の簡易確定手続を見越した支配性要件（3 条 4 項）もあり、これらの限定によって十分な救済を図れなくなる危険性が存在する。とりわけ、不当勧誘の場合における不法行為に基づく損害賠償請求に関して、その救済範囲の画定は容易でなく、支配性要件の存在に伴う問題が顕在化する恐れが大きい。この他、適用範囲の拡大可能性として定額慰謝料制のものや独禁法違反、

金商法違反を指摘し得る。
このような適用範囲の限定とともに、原告適格の限定が日本法とブラジル法の異なる点である。原告適格の拡大可能性として、国民生活センター及び全国の消費生活センターを指摘し得る。そもそも、ラテンアメリカで集団的利益が重視される要因として、その社会文化構造の特殊性があり、共通して貧富の差・階級格差が顕著であるため、特定弱者集団を一括保護すべき必要性や、識字率の低さ等教育格差も大きいことから、司法アクセスを全国民に保障すべく、被害者に代わって誰かが加害者に対し責任追及すべき必要性が強く存在する。国家機関に原告適格が付与されるのはこのためである。わが国の消費者法分野における差止集団訴訟も、2000 年以降の司法改革における国民の「司法アクセス」の拡充という文脈で導入された経緯からすれば、原告適格を民間消費者団体のみに認めることは、ラテンアメリカと比べ不完全といえる。
次に、本研究の中で、簡易裁判所の消費者事件の多くが、その背後に集団的性質を有する利益を隠し持つ個別訴訟であることが分かった。このため、日本法に着想を得て調停前置主義を採用する州民事簡易裁判所において調停が成立せず、そのほとんどが簡裁専属の上訴機関に上訴され、これにとどまらず、憲法問題を訴えてブラジリアの連邦最高裁判所（STF）に非常上告される事例が多く存在する。携帯電話料金、銀行取引、健康保険・生命保険等の各種保険契約に代表される、いわゆる「同種個別的利益」（ブラジル消費者保護法典 81 条 3 号）の事案は、個別の和解的解決に委ねるのは適切ではない。これらの事案において、事業者側も、先例を作ることによる新たな類似事案の提起に対する恐れがあり、調停に応じることは難しい。ブラジル判事協会を母体とする国家簡易裁判所集会（FONAJE）要旨（Enunciado）139 により確立された新ルールでは、簡易裁判所において集団訴訟提起を生じさせ得る諸事実を認識した場合、適切な措置のために検察庁及び／又は公共弁護庁に事件を移送することになっている。
わが国の消費者裁判手続特例法についていえば、当該手続を適用する適切な事案の選別が問題となっている。ブラジル法からの示唆として、特定適格消費者団体による事案の選択能力の滋養のために、差止訴訟の認容例の他、例えば国セン（国民生活センター）ADR の対処事例等、行政型・民間型 ADR の対処事例も参考となるといえよう。全国の消費生活センターに寄せられる消費者相談から適切な事案を抽出することも可能といえる。こうなれば、ブラジルのプロコン（PROCON）、メキシコのプロフェコ（PROFECO）、コロンビアの市区代理人（Personeros Municipales y Distritales）などのように、国民生活センター及び消費生活センター自体に集団訴訟の原告適格を認める方向性も考慮されてよいであろう。
また、二段階目の簡易確定手続に関連して、僅少な金額の事案が実質的には「拡散的利益（interesse difuso）」（ブラジル消費者保護法典 81 条 1 号）の侵害に等しいことに鑑みて、ブラジルのように、一定の段階で原告団体が当事者に代わって執行し、特別基金などへ入れる制度（ブラジル消費者保護法典 100 条）の新設も考慮されるべきように思われる。

５．主な発表論文等
（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕（計　14　件）
①前田 美千代「ブラジルの簡易裁判所（Juizado Especial）と消費者被害の救済―ポルトアレグレ市及びサンパウロ市における聞き取り調査とともに―」法学研究（慶大）91 巻 2 号 123-172 頁、2018 年、査読無
②前田 美千代「ブラジル集団訴訟制度における保護法益と判決の効力」比較法研究 79 号、88-104 頁、2018 年、査読無
③前田 美千代「ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法」消費者法研究 4 号、209-239 頁、2017 年、査読無
④MAEDA Michiyo, "Las acciones colectivas en Japón: Evolución histórica y regulación actual", Revista de Interés Público, Año 1/ No 2, pp. 109-126, 2017, 査読有
⑤MAEDA Michiyo, "El nuevo marco legal japonés para un sistema judicial de acción colectiva de los consumidores: una adaptación del sistema brasileño", Revista de Direito do Consumidor, Vol. 112, p. 55-67, 2017, 査読有
⑥前田 美千代「ラテンアメリカの消費者法制ピックアップ―コロンビアとアルゼンチンの消費者撤回権（クーリング・オフ）―」消費者法ニュース 106 号、207-211 頁、2016 年、査読無
⑦前田 美千代、アントニオス・カライスコス「世界の勧誘規制を知る（第１０回）スペイン、アイルランドの Do-Not-Call 制度」国民生活ウェブ版 44 号、17-19 頁、2016 年、査読無
⑧前田 美千代「世界の勧誘規制を知る（第６回）ブラジル、アルゼンチンの Do-Not-Call 制度」国民生活ウェブ版 40 号、16-18 頁、2015 年、査読無
⑨前田 美千代「世界の勧誘規制を知る（第５回）カナダ、メキシコの Do-Not-Call 制度」国民生活ウェブ版 39 号、16-18 頁、2015 年、査読無
⑩前田 美千代「ラテンアメリカのドント・コール・レジストリ―メキシコ、アルゼンチン、ブラジル―」消費者法ニュース 102 号、40-45 頁、2015 年、査読無

⑪前田 美千代「ブラジル電子商取引法案における安全（セキュリティ）対策、消費者の個人情報とプライバシー―平穏生活権の保障から自己決定権の保障へ―」法学研究（慶大）88 巻 1 号、313-337 頁、2015 年、査読無
⑫前田 美千代「ブラジル電子商取引法案における消費者・事業者間の情報の非対称性の縮減―情報アクセス・情報確認に対する権利保障とその私法的効果に関する比較法的考察―」法学研究（慶大）87 巻 12 号、1-49 頁、2014 年、査読無
⑬前田 美千代「総合講座『グローバル化』時代の法律問題と対応：国際化と民法」三色旗 795 号、21-25 頁、2014 年、査読無
⑭前田 美千代「『国際シンポジウム日本・ブラジル消費者法の現状と展望』報告記」現代消費者法 20 号、53-63 頁、2013 年、査読無

〔学会発表〕（計　3　件）
① MAEDA Michiyo, "Japanese Legal Framework for Collective Recovery of Consumers' Monetary Claim Adapted from Brazilian Consumer Law" 16th International Association of Consumer Law (IACL), Biennial Conference 2017, 2017
②前田 美千代「消費者法の発展：ブラジルにおける集団訴訟制度を通じた消費者被害救済と抑止手法」、比較法学会第 80 回学術総会シンポジウム、2017 年
③前田 美千代「ラテンアメリカ諸国の独立と民法の法典化―フランス民法とスペイン旧法の相克と葛藤の諸相―」、日本ラテンアメリカ学会第 34 回定期大会、2013 年

〔図書〕（計　2　件）
①前田 美千代「ラテンアメリカと法典化」岩谷十郎＝片山直也＝北居功編『法典とは何か』（慶大出版会）163-189 頁、2014 年
②前田 美千代「独立期メキシコにおける法典化前提要件の生成―中世スペイン法思想とフランス啓蒙思想、立憲主義と民法典―」森征一＝池田真朗編『私権の創設とその展開（内池慶四郎先生追悼論文集）』（慶大出版会）479-527 頁、2013 年

〔産業財産権〕

○出願状況（計　0　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
出願年月日：
国内外の別：

○取得状況（計　0　件）

名称：
発明者：
権利者：
種類：
番号：
取得年月日：
国内外の別：

〔その他〕
http://k-ris.keio.ac.jp/Profiles/129/0012822/profile.html

６．研究組織
(1)研究代表者
前田　美千代（MAEDA, Michiyo）
慶應義塾大学・法学部・教授
研究者番号：70388065

(2)研究分担者
（　　）

研究者番号：

(3)連携研究者
（　　）

研究者番号：

(4)研究協力者
（　　）